

事務連絡(安一2020-30)

2020年 9月2日

(配布先)

施工担当部署長・建設所長・設備部長  
副部長、副所長、統括工事長(建築・土木)  
安全長・安全主任  
S・BLC関西支社  
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



### 内燃機関を有する機械の使用について(要請)

関西支店管内において、自然換気が不十分な室内において発電機を使用したことにより、複数の作業員が体調を悪くした事例が発生しました。

幸いにも休憩後に作業に復帰しましたが、後日検査入院をしております。換気が不十分な場所で内燃機関を有する機械を使用した場合、急性一酸化炭素中毒になる恐れがあるとともに、排気ガスにより健康障害を発症する恐れがあります。

下記の条文を参考に、内燃機関を有する機械を使用する際は、適切な換気を確保する計画・対策の実施を要請します。

#### 安衛法第22条第1項

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

#### 安衛則第578条

事業者は、杭、井筒、潜函、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならない。ただし、当該内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止するため当該場所を換気するときは、この限りではない。

以 上